○花巻市子どものための教育・保育に関する利用者負担額減免要綱

平成27年３月13日告示第53号

改正

平成29年６月29日告示第243号

平成30年２月26日告示第33号

令和元年９月20日告示第325号

令和３年７月20日告示第353号

令和５年５月12日告示第121号

令和５年11月17日告示第412号

花巻市子どものための教育・保育に関する利用者負担額減免要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、花巻市子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例施行規則（平成27年花巻市規則第７号。以下「規則」という。）第６条の規定に基づく利用者負担額の減免の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（所得の減少による減免）

第２条　規則第６条第１項第１号の規定に該当することにより、その世帯の当該年の所得（雇用保険給付費等を含む。）の見積額が、前年中の合計所得金額（扶養義務者に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第１項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）が10分の５以下に減少し、かつ、当該世帯の前年中の合計所得金額が1,000万円以下であり、利用者負担額の納付が困難と認められるときは、所得減少の割合及び前年中の合計所得金額に応じ、次の表に定める割合の範囲内で減免する。

所得減少の割合 合計所得金額	減免の割合		
	10分の５以上 10分の７未満	10分の７以上 10分の９未満	10分の９以上
300万円以下	10分の７	10分の９	10分の10
300万円を超え400万円以下	10分の６	10分の８	10分の10
400万円を超え550万円以下	10分の５	10分の７	10分の10
550万円を超え750万円以下	－	10分の５	10分の９
750万円を超え1,000万円以下	－	10分の３	10分の８

（災害による減免）

第３条　規則第６条第１項第２号の規定に該当するものは、次の各号によるものとする。

（１）　その世帯の農作物の減収による損失額の合計額（農作物の減収価格から農業保険法（昭和22年法律第185号）の規定により支払われるべき農作物共済金額を控除した額をいう。）が、平年における当該農作物による収入額の合計額の10分の３以上、かつ、前年中の合計所得金額が1,000万円以下であり、利用者負担額の納付が困難と認められるとき（（当該合計所得金額のうち、農業所得以外の所得が400万円を超えるときを除く。）は、前年中の合計所得金額に応じ、次の表に定める割合の範囲内（災害を受けた日以後に到来する納期に係る利用者負担額の額に、前年中の合計所得金額に占める農業所得金額の割合を乗じて得た額に限る。）で減免する。

合計所得金額	減免の割合
300万円以下	10分の10
300万円を超え400万円以下	10分の８
400万円を超え550万円以下	10分の６
550万円を超え750万円以下	10分の４
750万円を超え1,000万円以下	10分の２

（２）　世帯の生計を主として維持する者の所有する固定資産において、花巻市災害等による被害者に対する市税の減免等に関する条例（平成18年花巻市条例第71号）により固定資産税が軽減又は免除の対象となった被害（保険金及び損害賠償金等により補填されるべき金額を除く。）の合計が、全固定資産の価格の10分の３以上であり、かつ、その世帯の前年中の合計所得金額が1,000万円以下であり、利用者負担額の納付が困難と認められるときは、損害の割合及び前年中の合計所得金額に応じ、次の表に定める割合の範囲内で減免する。

損失の程度 合計所得金額	減免の割合	
	10分の３以上 10分の５未満	10分の５以上
500万円以下	２分の１	10分の10
500万円を超え750万円以下	４分の１	２分の１
750万円を超え1,000万円以下	８分の１	４分の１

（保育所等に入所している児童がいる保育士等の減免）

第４条　週20時間以上、市内の次に掲げるいずれかの施設（市が設置したものを除く。）に勤務し、教育又は保育業務（次条において「保育業務等」という。）に従事する保育士、看護師、准看護師、幼稚園教諭及び養護教諭のいずれかの有資格者が現に養育している児童の利用者負担額は、次の表に定める額の範囲内で減免する。

（１）　子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。次号において「法」という。）第７条第４項目に規定する教育・保育施設

（２）　法第７条第５項に規定する地域型保育事業を実施する施設

区分	一月あたりの減免の上限額
第１子	10,000円

（減免の適用）

第５条　第２条及び第３条の規定は、当該減免の規定に該当することとなった日以後の当該年度内における納期の末日が到来する利用者負担額について適用する。ただし、減免すべき額が当該申請の日以後に到来する納期に係る額を超えるときは、その額を限度とする。

２　前条の規定は、保育業務等を開始した日が月の初日の場合は、その日の属する月から、月の初日以外の場合は、その日の属する月の翌月から保育業務等をしなくなった日の属する月までの利用者負担額について適用する。

３　前２項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、市長が定める間の利用者負担額に適用することができる。

（減免の申請期限）

第６条　規則第６条第２項の規定による保育料減免申請書は、第２条及び第３条に規定する減免にあっては納期限前７日までに、第４条に規定する減免にあっては減免の開始を受けようとする月の10日までに市長に提出しなければならない。

附　則

この告示は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成29年６月29日告示第243号）

この告示は、平成29年７月１日から施行する。

附　則（平成30年２月26日告示第33号）

この告示は、平成30年４月１日から施行する。

附　則（令和元年９月20日告示第325号）

この告示は、令和元年10月１日から施行する。

附　則（令和３年７月20日告示第353号）

この告示は、令和３年９月１日から施行する。

附　則（令和５年５月12日告示第121号）

この告示は、告示の日から施行する。

附　則（令和５年11月17日告示第412号）

この告示は、告示の日から施行し、第１条の規定による改正後の花巻市子どものための教育・保育に関する利用者負担額減免要綱の規定は、令和５年４月１日から適用する。